

## 平成27年度第2回北区総合教育会議次第

日時：平成27年7月14日（火）午前11時

場所：北区議会第2委員会室

（北区役所第一庁舎4階）

### 1. 開会

### 2. 会議事項

（1）北区教育ビジョン2015について

（2）北区教育大綱（案）について

（3）いじめの根絶に向けた取組みについて

（4）その他

### 3. 閉会

# 北区教育大綱(案)

平成27年(2015年)7月

東京都北区



## はじめに

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年度から新たな教育委員会制度がスタートしました。この新しい教育委員会制度の主旨を踏まえ、これまでも増して、教育委員会と区長部局が連携・協力を深め、教育行政を推進していかなければなりません。

この改正法では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

このたび、法改正に伴い、今年の5月に設置した「北区総合教育会議」において、区長と教育委員会が協議・調整を行い、北区の教育目標の達成を目指し、教育を取り巻く環境の変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、「北区教育大綱」を策定しました。

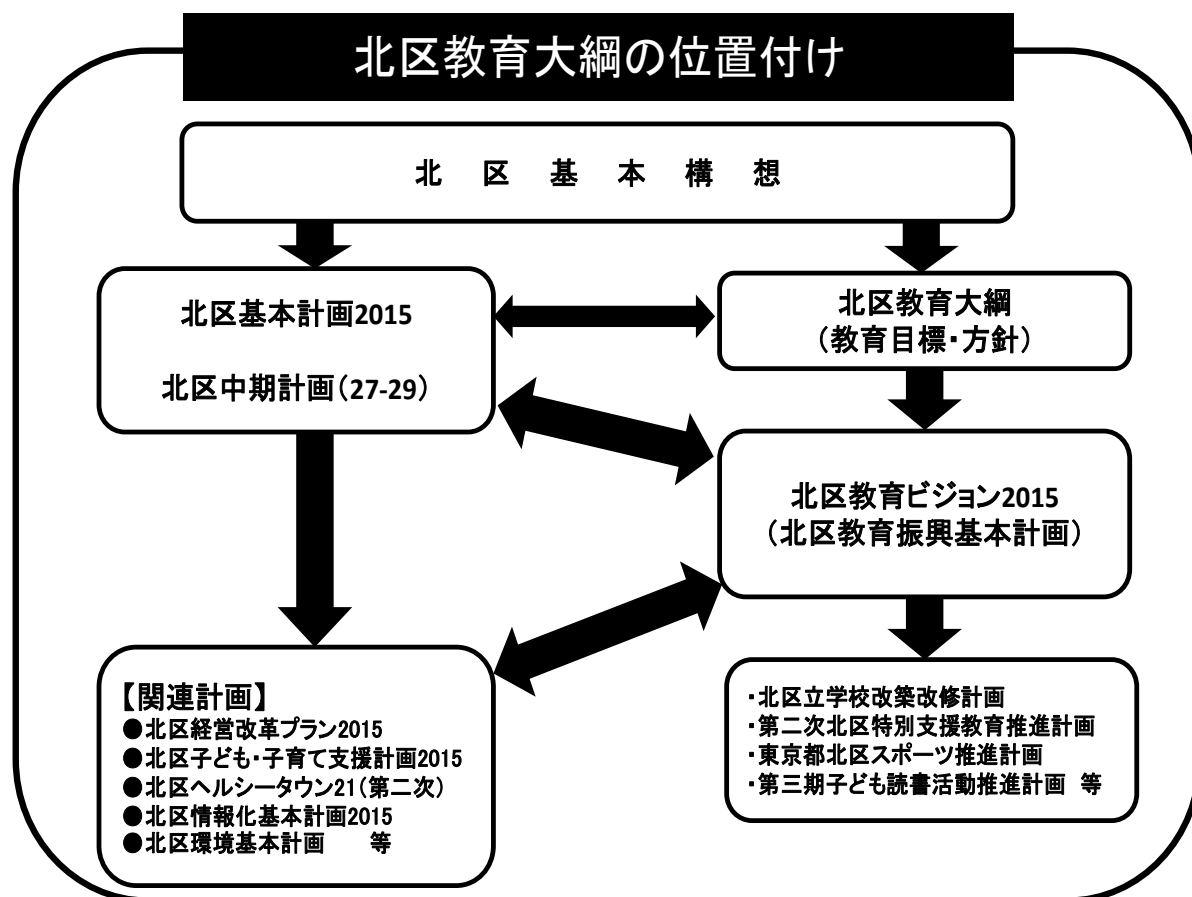
この大綱では、教育ビジョン2015において、教育施策全体を貫く3つの視点として掲げている「個の成長（まなび）」、「協働と貢献（ささえ）」、「継承と循環（つなぐ）」と、その視点をもとに展開する施策を「学校教育の充実」、「教育環境の向上」、「家庭・地域の教育力向上の支援」、「生涯学習の振興」、「スポーツの推進」の5つの柱により体系化し、総合的な展開を図るものとしています。

これからの時代は、私たちがかつて経験したことのない変化の激しい時代となることが予想されます。激変の時代を区民一人ひとりが豊かに生きることを目指して「まなび・ささえ・つなぐ」ことにより、「教育先進都市・北区」にふさわしい教育を推進し、区民の信頼と期待にこたえられるよう全力で取り組んでまいります。

平成27年7月  
東京都北区長 花川 與惣太

# 1 「北 区 教 育 大 綱」の 位 置 付 け

- 国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを参酌するとともに、北区基本構想を踏まえ、北区基本計画と常に整合性を図りながら、時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」の更なる充実・発展を目指すものです。
- 10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間の北区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。



## 2 北区が目指すべき教育の方向

### (1) 教育目標

北区教育委員会が、平成22年(2010年)1月に定めた、次に掲げる教育目標を達成するために様々な施策を総合的に推進していきます。

#### 北区教育委員会の教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

### (2) これからの北区の教育

上記の教育目標を達成するためには、教育を取り巻く環境が激しく変化する中、これに伴う諸課題の一つひとつに適切に取り組んでいかなければなりません。それには、行政の力だけでなく、今まで以上に家庭や地域、関係機関や関係団体など、まさに地域社会が一体となって取組を展開していくことが重要です。また、限りある財源や人材等を有効かつ効果的に活用することも重要です。

「義務教育の9年間は将来を生き抜いていく力を養うために最も重要な時期」であり、「知識基盤社会の中で生きる力を身に付けるため、基礎となる力の育成を保証していくことは、公教育の大きな使命」であるとの認識から、「生涯学習社会の構築を目指しつつも、その基となる学校教育に重点を置く」こととし、「家庭の教育力の向上」に重点を置くこととします。

教育基本法第10条において「父母その他の保護者は、子の教育の第一義的責任を有する」とされており、教育の原点は親子のきずなとも言われています。

しかし、家庭教育に関する認識が、特に就学前の子どもをもつ保護者において希薄化していることは憂慮すべきことです。全国学力・学習状況調査の結果からも、基本的な生活習慣と学力等との相関関係が認められます。

「家庭の教育力の向上」は「古くて新しい」重要な課題であり、各自治体においても有効な手だてを模索している状況ですが、あえてこの困難な課題に正

面から取り組むこととします。

「北区学校ファミリー構想をもとに、地域や学校の特性を生かした取り組みを推進していく」こととし、各施策の拡充を図り、学校ファミリーを基盤として、学校、幼稚園、保育園、児童館（子どもセンター、ティーンズセンター）などの関係機関、町会・自治会、青少年地区委員会などの地域団体等が、公私立や官民の垣根を越えて連携・協力し、育ちや学びを核とした地域づくり、絆づくりを目指していくこととします。

そして、「つながり」を重要視した教育、すなわち「0歳から発達段階に応じた学び・育ち」を切れ目なく実現するために、「きらきら0年生応援プロジェクト」をはじめとした就学前教育と小中一貫教育の充実、将来を見据えたキャリア教育の推進などを図っていきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定は、日本にとって大変明るいニュースとなり、多くの国民を元気付けました。

北区には、日本のトップアスリートが日々自己研鑽に励むナショナルトレーニングセンター（NTC）があります。また、東京都障害者総合スポーツセンターもあります。オリンピック、パラリンピックの存在を身近に感じながらスポーツにいそしむことのできる「トップアスリートのまち・北区」を内外に発信するとともに、スポーツ環境の充実に努め、スポーツの振興を図ることが、今こそ求められています。

また、オリンピックは、スポーツの祭典であるばかりでなく、主催する都市の文化や芸術を世界に発信する場でもあります。

オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、「おもてなし」の心で来訪者を迎えるためのボランティアの育成、各種講座や関連イベントの充実など、生涯学習の振興を図ることも重要です。

このような認識から、「東京オリンピック・パラリンピックを契機とした生涯学習・スポーツの振興」を目指し、施策の充実を図ります。

### 3 施策展開の3つの視点と5つの柱

#### (1) 3つの視点

経済・産業分野におけるグローバル化の進展や情報通信技術の目覚ましい進歩などに伴い、まさに地球規模で、変化の激しい先行き不透明な社会状況が出現しています。

このような時代にあって、少子高齢化をはじめとする日本及び地域の様々な課題に対処しつつ、たくましく生き抜いていく力をもった人間を育てることが、これからの教育に期待されています。

そのためには、何よりもまず、子どもたち一人ひとりが、確かな学力、豊かな人間性、生きるための健康や体力とともに、自ら学び、考え、行動する力を身に付けることが求められます。

そして、足もとの地域から地球規模にいたるまでの様々な課題に対処し、多様な価値観が共存するこれからの社会の中で、他者と手を携え、地域を支え社会に貢献できる人材となることが求められます。

そしてまた、自立して社会の一員としての役割を果たしつつ、その成果を次代につなぎ、次世代を育成していくことが求められています。

「教えられた者が教える側へ」。この考え方は、教員や地域活動の担い手として直接的に次世代の育成に携わることだけではありません。大人が子どもたちに範を示すことはもとより、北区で育った子どもが将来ノーベル賞を受賞したり、オリンピック・パラリンピックで金メダルを獲得するなど、国際的に認められる実績を残すことも、次世代にとって大きな希望や励みとなります。この意味で、地域を支え社会に貢献することは、直接的、間接的に次世代を育成する力となります。

大切なことは、先人に学び、学びから得た成果を次代へつなぎ、次世代を育てつつ、自らも生涯学び続けるといった、世代を超えてつなげる学びを創造する意識を醸成し、そのための環境を整えることです。

このような認識から、「北区の教育を取り巻く環境」と「北区が目指すべき方向」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の教育目標の実現を目指していくうえで、教育施策全体を貫く視点として、以下の3つの視点を掲げます。

#### **視点1** 個の成長 <<自ら学び・考え・行動する力の育成>>

変化が激しく、多様化・複雑化する社会にあって、自立し生き抜いていく力を育みます。⇒『まなび』



**視点2** 協働と貢献 <<地域を支え社会に貢献する人づくり>>

個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。⇒『ささえ』

**視点3** 継承と循環 <<世代を超えてつなげる学びの創造>>

教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり（教育循環型社会）を創造します。⇒『つなぐ』

「個の成長」、「協働と貢献」、「継承と循環」をそれぞれ「学ぶこと」、「支えること」、「つなぐこと」と捉え、3つの視点に込められた基本的な考え方を「まなび・ささえ・つなぐ」と象徴的に表現します。

また、この3つの視点は、国の「教育振興基本計画」が掲げる3つの理念「自立」「協働」「創造」と、「東京都教育ビジョン（第3次）」が掲げる基本理念「社会全体で子供の知、徳、体を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う」の趣旨を包含するものです。

グローバル化の激流の中で、いわゆる「人、モノ、カネ、情報」が激しく行き交い、まさに混沌とした社会状況が出現しています。しかし、それはまた、多様な文化や価値観が出会い、刺激し合いながら新たな価値を生み出していく場でもあります。

激変の時代を一人ひとりが豊かに生きるために「まなび・ささえ・つなぐ」、これが3つの視点に託した主題です。

## （2）5つの柱

教育目標の実現に向けて、今後、取り組むべき施策を、以下に掲げる5つの柱により体系化し総合的な展開を図ります。

### I 学校教育の充実

学校教育の使命は未来を担う人づくりです。まず、何よりも、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。北区の特色である学校ファミリーを基盤として、就学前教育とともに義務教育9年間を通じた小中一貫教育をさらに充実させ、学習での「つまずき」の解消を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって特色ある教育を推進します。

また、豊かな心の育成に向けて、人権教育や道徳教育、体験活動の充実を図るとともに、北区いじめ防止条例を踏まえた、いじめの早期発見と解消に努め、その根絶を目指します。

食育や学校保健の充実を図るとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る施策の充実に努めます。

特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国子女、外国人児童・生徒、不登校児童・生徒等について、個に応じたきめ細やかな教育の充実に努めます。

グローバル化が進むこれからの時代をたくましく生き抜き、社会に貢献できる人材を育成するために、子どもたちの語学力・コミュニケーション能力、幅広い視野、論理的思考力等の資質や能力を育みます。

## Ⅱ 教育環境の向上

ベテラン教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員の資質や能力の向上が緊急の課題です。各種研修の充実と教育アドバイザーによる訪問指導の充実を図ります。また、体罰の根絶を目指し、部活動指導におけるコーチング手法の導入や、教員の指導力の向上に努めます。

児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせるよう、老朽化した学校施設の改修・改築をはじめ、トイレの洋式化や特別教室への空調機の設置、防犯カメラの設置などを計画的に進めます。

教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーを拡充するとともに、スクールカウンセラーの活用の充実を図ります。

子どもたちに豊かな教育環境を整備するために、区立小学校の適正配置やICT学習機器の整備、さらには地球環境に配慮した学校施設整備を進めます。また、高校や大学との連携による学校教育の充実に努めます。

## Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

都市化や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等を背景として、家庭・地域の教育力の向上が大きな課題となっています。

ことに、家庭における生活習慣の確立は、子どもたちの成長に大きく影響することから、乳幼児の段階での家庭への働きかけを充実させることが大変重要です。ブックスタート事業をはじめ乳幼児家庭を対象とした事業の充実を図ります。また、生活習慣形成のための新たな事業をスタートさせます。さらに、PTA活動や家庭教育学級の充実を図るとともに、相談体制や家庭の支援に関連する事業間の連携を強化していきます。

学校と地域との連携を強化するため、学校支援地域本部事業を核として、学校支援活動の一体的な推進を図るとともに、青少年委員やスポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

放課後子ども総合プランの全小学校での実施を計画的に進めるとともに、地域の人材の協力を得て、内容の充実に努めます。

#### Ⅳ 生涯学習の振興

区民一人ひとりが、自己を磨き、心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自主的に学び続けることが重要です。特に、23区の中で最も高齢化率の高い北区では、高齢者を対象とした施策の充実を図る必要があります。

区民の主体的な学びを支援するために、学習機会の充実を図るとともに、身近な学習の場の整備、学習情報の提供や相談体制の充実を進めます。

図書館は、生涯学習を支える主要な施設であり、区民との協働により、区民のニーズに見合った事業の推進に努めるとともに、ボランティアの育成と高齢者サービスの向上に努めます。

また、学習の成果を地域に生かし、還元する、生涯を通じた学びのつながりをつくる「教育循環型社会」の構築を図ります。

グローバル化が進み、世界の様々な文化との出会いが日常化していく中で、ふるさと北区の魅力を発信し、北区への愛着を深める事業の推進が求められています。北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要です。

また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供していきます。

#### Ⅴ スポーツの推進

誰もが、生涯を通じて健康・体力づくりを進めることのできるよう、個人のニーズに見合ったスポーツ活動が、いつでも、どこでも、気軽に行うことができる環境づくりを進める必要があります。スポーツ事業の充実を図るとともに、体育施設の確保や整備を進めていきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を大きな契機と捉え、ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターなどの関係機関等と連携を図り、「トップアスリートのまち・北区」にふさわしいスポーツ活動を展開していきます。

また、「おもてなし」の心で来訪者を迎えるボランティアの育成や、障害者がスポーツに参加しやすい環境を整備するために、区内スポーツ施設等のバリアフリー化を推進していきます。

# 教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年1月28日北区教育委員会決定)

## 「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための3つの視点

### まなび

#### 視点1

「個の成長」  
自ら学び・考え・  
行動する  
力の育成

### ささえ

#### 視点2

「協働と貢献」  
地域を支え  
社会に貢献する  
人づくり

### つなぐ

#### 視点3

「継承と循環」  
世代を超えて  
つながる  
学びの創造

## 施策展開の5つの柱

I 学校教育の充実

II 教育環境の向上

III 家庭・地域の教育力向上の支援

IV 生涯学習の振興

V スポーツの推進

# 資料1

教育総合会議資料  
平成27年7月14日  
教育委員会事務局教育指導課

## 北区立小中学校いじめ認知件数等の年度推移

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
いじめ	66	90	156	120	74	194	79	60	139
・解消	55	73	128	98	66	164	65	55	120
・継続	10	17	27	20	8	28	10	2	12
・その他	1	0	1	2	0	2	4	3	7
解消率	83.3%	81.1%	82.1%	81.7%	89.2%	84.5%	82.3%	91.7%	86.3%

- ・中学校では、いじめの認知件数が減少傾向にある。
- ・小学校では、平成26年度は、平成25年度と比べ、いじめの認知件数が減少している。
- ・中学校では、いじめの解消率が高まってきている。
- ・小学校では、平成26年度は、平成25年度と比べ、いじめの解消率が、やや高まっている。

平成27年4月制定

東京都北区



# いじめ防止条例

いじめゼロの学校・まちづくりを推進します

## 前文より

全ての子どもたちは、その一人ひとりがかげがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。私たちは、いじめが子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす人権侵害であることを認識し、いじめが行われなくなるように全力で取り組まなければなりません。

そのために、子どものみならず、全ての人が「いじめは絶対に許さない」という決意を持って、互いに協力しながら、それぞれの役割や責任を果たす必要があります。そして、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければなりません。

いじめをなくし、子どもたちが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

## 概要

## いじめとは【第2条】

子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

<具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。>

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

・・・『東京都北区いじめ防止基本方針』より抜粋

## 基本理念【第3条】

- 全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- 子どもが、いじめの問題に関する理解を深め、いじめを行わず、いじめが行われていることを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること。
- いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、互いに協力して、いじめの問題を克服することを目指して行動し、いじめその他これに類する行為のない地域社会を実現すること。

## いじめの禁止【第4条】

- 子どもは、いじめを行ってはならない。

**北区では、区・学校及び教職員・保護者・区民の責務を以下のとおり定め、いじめ防止に向けて区全体で取り組んでいきます。**

## **区の責務【第5条】**

区は、基本理念にのっとり、学校の設置者、学校、保護者、区民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等に係る施策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進します。

## **学校及び学校の教職員の責務【第7条】**

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、その学校の子どもの保護者、区、区民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携し、学校全体及び学校ファミリーで組織的にいじめの防止等のための対策に取り組むとともに、子どもがいじめを受けていると疑われるときは、その子どもを保護し、適切かつ迅速に対処します。

## **保護者の責務【第8条】**

- 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有するものとしてその監護する子どもがいじめを行うことがないよう、その監護する子どもの規範意識及び豊かな情操を養うよう努めます。
- 保護者は、その監護する子どもがいじめを受けたときは、学校又はいじめの防止等に関する機関及び団体に迅速に相談し、適切にその子どもをいじめから保護します。
- 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めます。

## **区民の責務【第9条】**

- 区民は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に係る区の施策に協力するほか、それぞれの地域において、子どもの見守りを行うとともに、子どもとの触れ合いの機会を大切にし、連携かつ協力して子どもが安心して心豊かに成長できる環境の整備に努めます。
- 区民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、速やかに区、学校又はいじめの防止等に関する機関及び団体に情報を提供するよう努めます。



**各学校では、「東京都北区いじめ防止基本方針」を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対応、並びに再発防止のための対策を具体的に実施します。**

## **学校いじめ防止基本方針の公表【第12条】**

区立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条に規定する方針を策定し、又は変更したときは、これを公表しています。

### 東京都北区立〇〇〇学校「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、北区立〇〇〇学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

#### 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

#### 2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任（主幹）、（学年主任）、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置します。

#### 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

（略）

#### 4 教育委員会や関係機関等との連携

（1）いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

（2）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

#### 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

#### 6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

#### 7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

北区では、以下の3つの組織を設置して、いじめ防止に向けて取り組みます。

## 東京都北区いじめ問題対策連絡協議会【第13条】

区は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、学校、東京都北区教育委員会並びに児童相談所、警察その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、東京都北区いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

事務局：教育指導課 委員：20名以内

## 東京都北区いじめ問題対策委員会【第14条】

○教育委員会は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、教育委員会の附属機関として、東京都北区いじめ問題対策委員会を設置します。

○対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じ、答申する。

○対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べるができる。

○対策委員会は、区立学校において、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態又は当該重大事態と同種の事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき、同項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

事務局：教育指導課 委員：10名以内

## 東京都北区いじめ問題調査委員会【第17条】

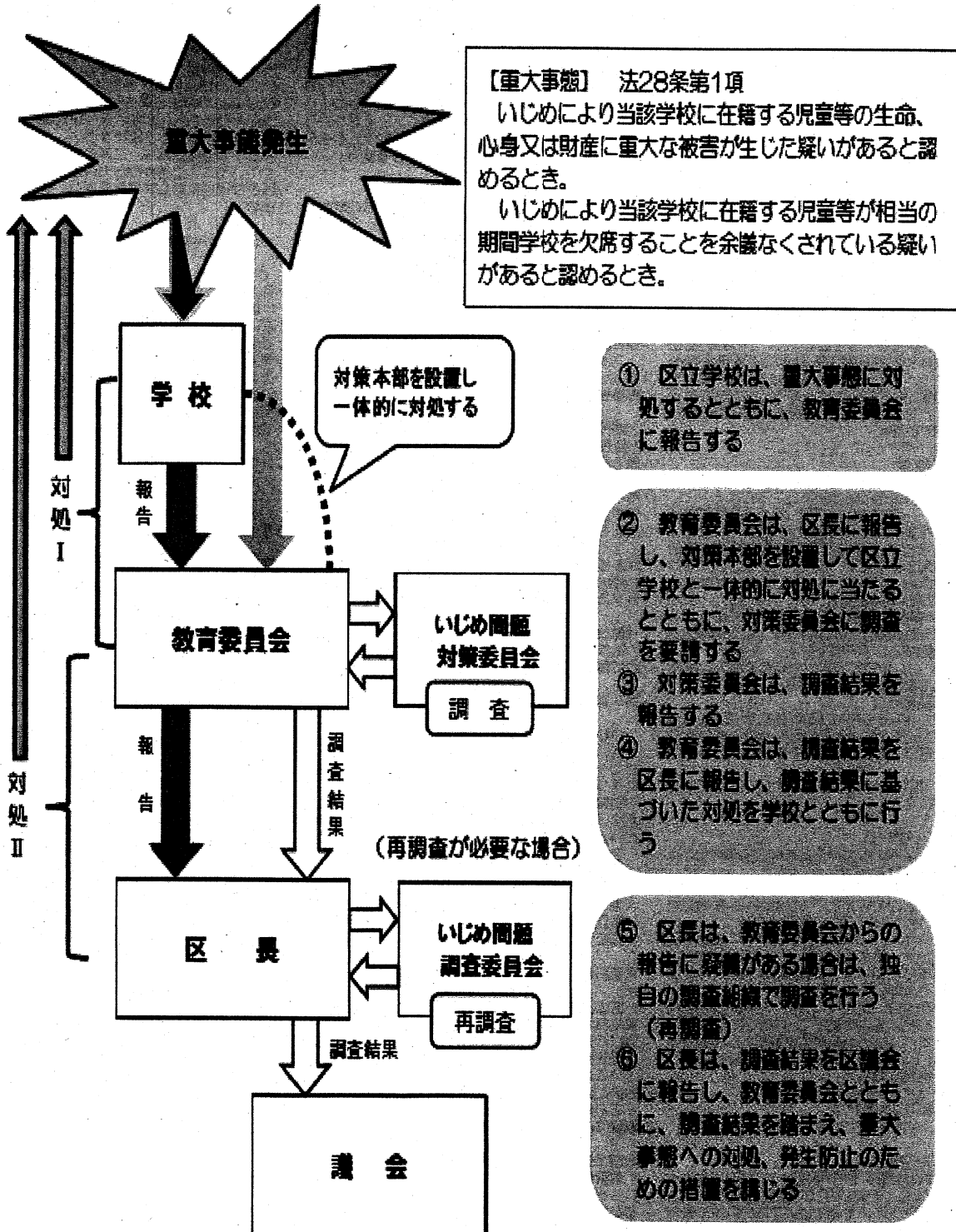
○区長は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、区長の附属機関として、東京都北区いじめ問題調査委員会を設置する。

○調査委員会は、区長の諮問に応じて、東京都北区いじめ問題対策委員会が行った調査の結果について、いじめ防止対策推進法の規定により、調査を行い、その結果を答申する。

事務局：総務課 委員：5名以内

重大事態が発生した場合は、速やかに学校・教育委員会・区が一体となり  
その対処にあたります。

### 重大事態が発生した場合の流れ



# 東京都北区いじめ防止条例全文

## 東京都北区いじめ防止条例

全ての子どもたちは、その一人ひとりがかげがえない存在であり、未来を担う大切な宝です。

私たちは、いじめが子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす人権侵害であることを認識し、いじめが行われなくなるように全力で取り組まなければなりません。

そのためには、子どものみならず、全ての人が「いじめは絶対に許さない」という決意を持って、互いに協力しながら、それぞれの役割や責任を果たす必要があります。そして、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければなりません。

いじめをなくし、子どもたちが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

## 第一章 総則

### (目的) 第一条

この条例は、いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策について、基本理念を定め、東京都北区（以下「区」という。）、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者並びに区民の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の推進に関し基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもたちの命と人権を守り、子ども一人ひとりの健やかな成長を図ることを目的とする。

### (定義) 第二条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 いじめ 子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- 二 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。）をいう。
- 三 区立学校 東京都北区立学校設置条例（昭和三十三年三月東京都北区条例第六号）第一条に規定する区立学校をいう。
- 四 子ども 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 五 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で、実際に子どもを監護しているものをいう。
- 六 区民 区内に居住する者、在勤する者又は在学する者をいう。

### (基本理念) 第三条

いじめの防止等のための対策を推進するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- 二 子どもが、いじめの問題に関する理解を深め、いじめを行わず、いじめが行われていることを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること。
- 三 いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、互いに協力して、いじめの問題を克服することを目指して行動し、いじめその他これに類する行為のない地域社会を実現すること。

### (いじめの禁止) 第四条

子どもは、いじめを行ってはならない。

### (区の責務) 第五条

区は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校の設置者、学校、保護者、区民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等に係る施策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

### (学校の設置者の責務) 第六条

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

### (学校及び学校の教職員の責務) 第七条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、その学校の子どもの保護者、区、区民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、学校全体及び学校ファミリー（通学区域の重なる複数の区立学校による連携により構成されるものと自治会その他の当該区立学校が設置される地域における団体等との連携をいう。）で組織的にいじめの防止等のための対策に取り組むとともに、子どもがいじめを受けていると疑われるときは、その子どもを保護し、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

### (保護者の責務) 第八条

保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、その監護する子どもがいじめを行うことがないよう、その監護する子どもの規範意識及び豊かな情操を養うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する子どもがいじめを受けたときは、学校又はいじめの防止等に関する機関及び団体と迅速に相談し、適切にその子どもをいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

### (区民の責務) 第九条

区民は、基本理念にのっとり、いじめの防止等に係る区の施策に協力するほか、それぞれの地域において、子どもの見守りを行うとともに、子どもとの触れ合いの機会を大切に、連携かつ協力して子どもが安心して心豊かに成長できる環境の整備に努めるものとする。

2 区民は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、速やかに区、学校又はいじめの防止等に関する機関及び団体に情報を提供するように努めるものとする。

### (財政上の措置) 第十条

区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

### (いじめ防止基本方針) 第十一条

区は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を東京都北区いじめ防止基本方針（次項において「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 区は、基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

### (学校いじめ防止基本方針の公表) 第十二条

区立学校は、法第十三条に規定する方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

### (東京都北区いじめ問題対策連絡協議会) 第十三条

区は、法第十四条第一項の規定に基づき、学校、東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）並びに児童相談所、警察その他のいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、東京都北区いじめ問題対策連絡協議会（次項において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員その他の運営に関し必要な事項は、区が別に定める。

### (東京都北区いじめ問題対策委員会) 第十四条

教育委員会は、法第十四条第三項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、教育委員会の附属機関として、東京都北区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じ、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、区立学校において法第二十八条第一項に規定する重大事態又は当該重大事態と同種の事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき同項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者その他のいじめの防止等に係る専門的な知識を有する者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体の代表等のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員十人以上をもって組織する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 第三章 基本的施策

(インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策の推進) 第十五条

区は、区立学校に在籍する子ども及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止することができるよう、必要な教育及び啓発活動を講ずるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、区は、インターネットを通じて行われるいじめに係るいじめの防止等のための対策を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

### (区立学校以外の学校への協力要請) 第十六条

区は、学校（区立学校を除く。）の設置者に対し、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に行われるよう、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

## 第四章 重大事態への対処

### (東京都北区いじめ問題調査委員会) 第十七条

区長は、法第三十条第二項の規定に基づき、区長の附属機関として、東京都北区いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、区長の諮問に依り、法第三十条第四項の規定による調査の結果について法第三十条第二項の規定により調査を行い、その結果を答申する。

3 調査委員会は、学識経験を有する者その他のいじめの防止等に係る専門的な知識を有する者で、対策委員会の委員以外のものうちから区長が委嘱又は任命する委員五人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とする。

5 前二項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

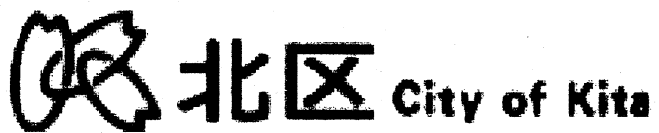
## 第五章 雑則

### (委任) 第十八条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長又は教育委員会が定める。

## 付則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条、第十四条及び第十七条の規定は、同年七月一日から施行する。



# 東京都北区いじめ防止基本方針

平成27年4月1日

東京都北区

# 目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1. いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2. いじめの定義	2
(1) いじめとは	
(2) 子どもとは	
3. いじめに関する基本的認識	3
(1) いじめの防止に向けた組織的な対応	
(2) いじめの適切な把握	
(3) いじめについての適切な理解と指導	
(4) 学校、家庭、地域、関係機関との連携・協働体制の構築	
4. いじめ防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの適切な対処	
(4) いじめの再発防止	
(5) 保護者の役割について	
(6) サブファミリーを基盤とした学校、家庭、地域、関係機関との連携	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	6
1. いじめの防止等のために北区が実施すべき施策	6
(1) 東京都北区いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 東京都北区いじめ問題対策委員会の設置	
(3) 北区サポートチームの運用の強化	
(4) 基本的施策	
2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校に設置する組織等	
(3) いじめの未然防止のための方策	
(4) いじめを早期発見するための方策	
(5) いじめに対処するための方策	
(6) いじめ問題対応マニュアルの活用	
3. 重大事態への対処の方策	13
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 重大事態への対処	
(4) 調査の実施	
(5) 調査結果の提供及び子どもへの説明	
(6) 再調査	
(7) 再調査の結果を踏まえた措置等	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、場合によっては、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「東京都北区いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」）第12条及び東京都北区いじめ防止条例（以下、「条例」）第11条の規定に基づき、北区（以下、「区」）・学校（小中学校及び特別支援学校「幼児部及び高等部を除く」）・保護者・区民及び関係機関が一体となっていじめの問題の克服のために取り組むよう、区が地域の実情に応じて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 北区 City of Kita

### 1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

私たちは、いじめが子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼす人権侵害であることを認識し、いじめが行われなくなるように全力で取り組まなければならない。そのためには、子どものみならず、全ての人が「いじめは絶対に許さない」という決意を持って、互いに協力しながら、それぞれの役割や責任を果たす必要がある。あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、いじめやこれに類する行為の根絶に努めなければならない。

いじめの防止等のための対策の推進に関する基本理念として、条例第3条において、以下のとおり示している。

- ・全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ・子どもが、いじめの問題に関する理解を深め、いじめを行わず、いじめが行われていることを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすること
- ・いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、互いに協力して、いじめの問題を克服することを目指して行動し、いじめその他これに類する行為のない地域社会を実現すること

本区におけるいじめの防止等のための対策は、この基本理念の実現に向けて推進する。

## 2. いじめの定義

### (1) いじめとは

「いじめ」について、条例第2条は次のように定義している。

「子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍している等その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。」

これは、法第2条第1項の次の定義を踏まえたものである。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

この条文について、国の「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)」には以下のとおり説明がなされており、区の条例を解釈する際も同様とする。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等



## (2) 子どもとは

条例では、小学校・中学校・特別支援学校（小学部・中学部）の児童生徒を対象としているが、その対象の範囲は、以下のとおりである。

- ① 北区内に住んでいる子ども
- ② 北区内の学校に通っている子ども
- ③ 上記のほか、区内に存在する子ども（一時滞在者、通過者など）

東京都知事の管轄下にある都立学校や私立学校など区立学校以外の小学校・中学校の子どもも含まれる。

高等学校及び特別支援学校（高等部）については、法や東京都いじめ防止対策推進条例により、いじめの防止等のための対策に努めることになるが、関係機関の一つとして連携を図っていく。

## 3. いじめに関する基本的認識

### (1) いじめの防止に向けた組織的な対応

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものとして、その未然防止・早期発見・早期対応に努め、また、いじめ解消後についても再発防止に向けて継続的に支援する。いじめ問題を迅速、的確に解決するためには、学級担任が一人で抱え込むようなことがあってはならない。いじめ問題への解決に向けては、そのほとんどの場面で、管理職や生活指導主任、学年主任等の的確な判断と支援が必要不可欠である。よって、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導を行う。

### (2) いじめの適切な把握

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

### (3) いじめについての適切な理解と指導

いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たることは当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立ち、いじめを行った子どもに対しては、毅然とした指導を行う。また、いじめの指導に当たっては、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。

### (4) 学校、家庭、地域、関係機関との連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すことが、いじめの未然防止につながる。いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、

対処療法的な対応でなく、子どもに思いやりの心を育み、いじめが起こりにくい集団づくりに取り組む必要がある。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

## 4. いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的にいじめ問題を克服するためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった組織的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが重要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であり、加えて、すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から大切である。

また、これらに加え、あわせて、いじめ問題への取組の重要性について区民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要となる。

### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どもの些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や東京都北区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して子どもを見守っていくことが不可欠である。

### (3) いじめへの適切な対処

いじめがあることが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。その後、いじめに関係している子どもの話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探るとともに、組織的な対応を行うことが重要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対

応を取る。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とする体制を整備しなければならない。

#### **(4) いじめの再発防止**

いじめは、適切な対処がなされたとしても、時の経過とともに、その形態が変わる形で、再び繰り返されるケースも考えられる。解決が図られた後も、継続して、子どもの様子を見守っていくことが必要である。

また、いじめを行う子どもの中には、自尊感情や自己肯定感が低く、自分より弱い立場の他者に対して向かうケースが見られる。教師は、子ども一人ひとりのよさを生かし、子どもが自分自身を価値ある存在であると認めることができるように、子どもの話を聴く、受け止める、かかわる、よさを見付ける、励ます、褒める、認める、可能性を広げるなどの視点をもって指導に当たることが大切である。

学級においては、教師と子どもの信頼関係及び子ども同士の好ましい人間関係を育てるとともに子どもの理解を深め、子どもが自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるように指導の充実を図る。

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での子どもの相互の人間関係の在り方は、子どもの健全な成長と深く関わっている。子ども一人ひとりが存在感をもち、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりが極めて重要である。

#### **(5) 保護者の役割について**

いじめの問題の解決には、家庭が極めて重要な役割を担っている。家庭における保護者の深い愛情や精神的な支え、子どもとの信頼関係に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもがいじめを行わないように、規範意識や豊かな情操を養うように努めなければならない。いじめられている子どもの中には、一見学校では何事もなかったように明るく装うものの、家に帰ると自分の気持ちを吐露しいじめられていることを家族に打ち明けたり、SOSサインを出したりすることがある。日頃から子どもが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

#### **(6) サブファミリーを基盤とした学校、家庭、地域、関係機関との連携**

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、北区学校ファミリー構想におけるサブファミリーを基盤として、区立小中学校間の連携・協力体制を強化するとともに、家庭との連携、幼稚園、保育園、児童館、私立小中学校、特別支援学校、高等学校との連携、自治会との連携、青少年委員や保護司、民生委員・児童委員等との連携を深めることが必要である。

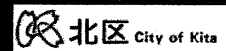
いじめを認知したら、関係した子どもや家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域、関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応しな

ければならない。

いじめ問題の対応においては、それぞれの校種の入学前の子どもの様子や人間関係の情報等をサブファミリー内で情報交換し把握することが重要である。また、いじめによっては、複数の学校がかかわるケースも見られるので、情報交換等の連携を十分に図る必要がある。

いじめの内容によっては、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合がある。児童相談所や警察をはじめ、関係機関と適切に連携を図るとともに、平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項



### 1. いじめの防止等のために北区が実施すべき施策

#### (1) 東京都北区いじめ問題対策連絡協議会の設置

区は、条例第13条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他のいじめの防止等に関係のある機関及び団体の連携を図るため、「東京都北区いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）を設置する。連絡協議会は、年1回定例会を開催するほか、必要に応じて開催する。

(所掌事項)

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ・いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処（以下、「いじめの防止等」という。）のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

(組織)

協議会は、教育委員会事務局次長、教育指導課長及び小学校長会、中学校長会、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、警察署（赤羽・王子・滝野川）、巣鴨少年センター、北児童相談所、北区子ども家庭支援センター、保護司会、民生委員児童委員協議会その他の代表により構成される委員20名以内をもって組織する。

会長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。協議会の委員は、東京都北区教育委員会教育長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (2) 東京都北区いじめ問題対策委員会の設置

区は、条例第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、教育委員会の附属機関として、「東京都北区いじめ問題対策委員会（以下、「対策委員会」という）」を設置する。

### (所掌事項)

対策委員会は、いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策について、教育委員会の諮問に応じ、答申する。

対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

また、区立学校において、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態又は当該重大事態と同種の事態が発生した場合には、教育委員会からの要請に基づき、同項に規定する組織として調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

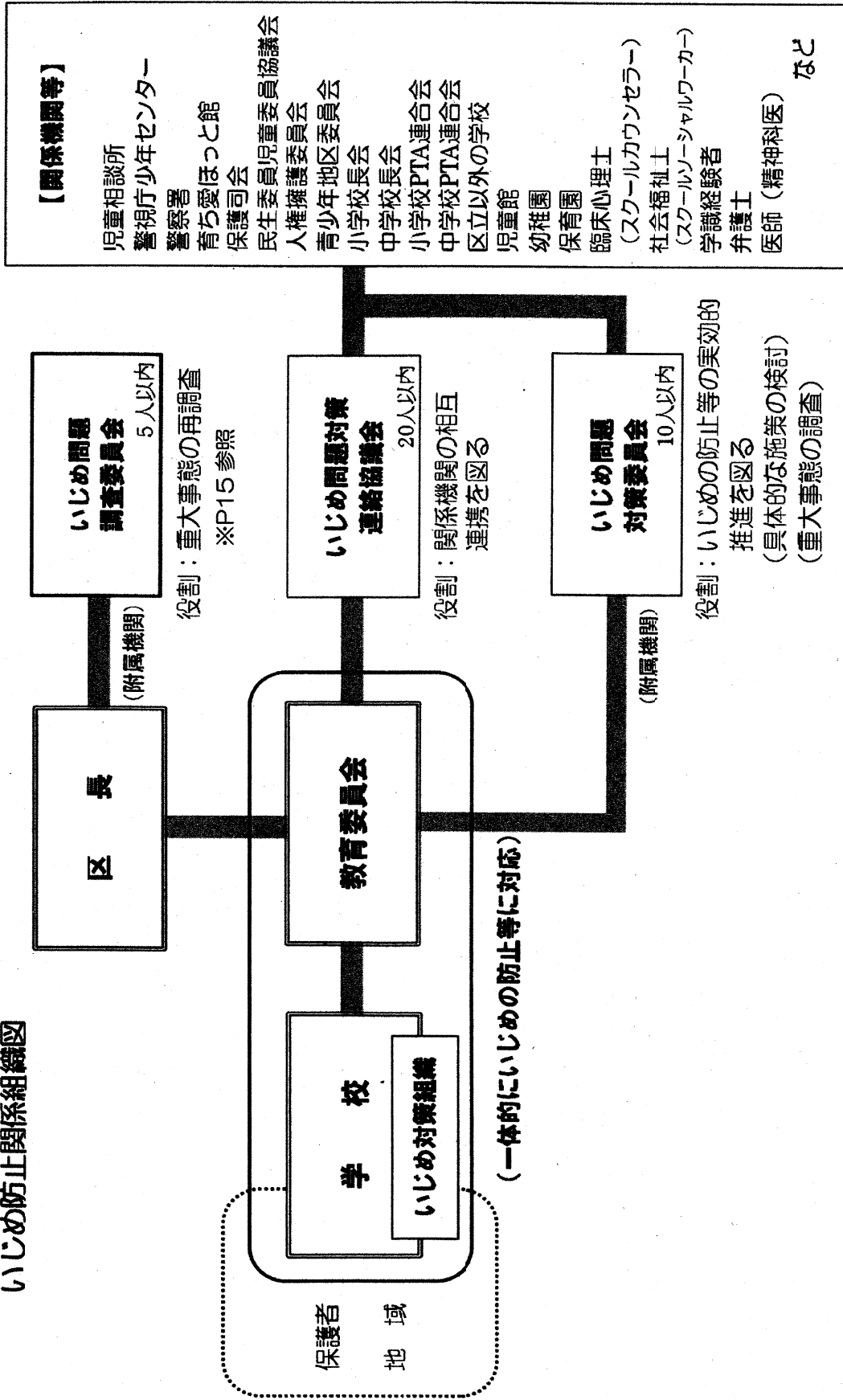
### (組織)

対策委員会は、学識経験者及び小学校長会、中学校長会、臨床心理士、社会福祉士、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員協議会等の代表で構成される委員10人以内をもって組織する。対策委員会の委員は、東京都北区教育委員会が任命又は委嘱する。

### (委員の任期)

対策委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

# いじめ防止関係組織図



### (3) 北区サポートチームの運用の強化

北区サポートチーム要綱（24北教指第2729号平成24年11月22日教育長決裁）により、教育委員会は、区立学校の児童等のいじめをはじめとした生活指導上の問題（学校だけでは解決が図れない事案や複数の学校にまたがる事案等）について、関係機関と教育委員会が連携して支援する必要があると判断した場合、北区サポートチーム（以下、「サポートチーム」という。）を編制して問題の解決を図る。

サポートチームは、北区教育委員会教育指導課の職員及び北児童相談所、王子警察署、滝野川警察署、赤羽警察署、巣鴨少年センター、子ども家庭支援センター（北区子ども家庭支援センター）、北区保護司会、北区民生委員児童委員協議会、各小中学校の長が指名する者のうちから、当該案件に関係する者をもって編制する。

なお、北区教育委員会は必要があると認めたときは、当該の子どもが通学する学校の教員等、他の者もサポートチームに加えることができる。

### (4) 基本的施策

#### ① いじめの未然防止のための方策

##### ○心の教育・人権教育・道徳教育の充実

全ての教育活動を通して、心の教育、人権教育、道徳教育の充実を図る。さらに、心の教育については、北区の子どもの健全育成をめざし、学校関係者、PTA、自治会代表、地域代表、民生委員・児童委員、人権擁護委員及び関係機関の職員等で構成される心の教育推進委員会を組織し、当面する生活指導上の課題解決のための総合的・多面的な対策について協議し、幼児・児童・生徒の健全育成を推進する。また、人権教育、道徳教育とも関連付けて、保護者・地域・関係諸機関との連携を深め、心の教育の推進を図る。

人権教育については、人権教育推進委員会を組織し、北区の全教職員に対して、北区人権教育推進だよりを配付する。また、人権教育研修会を実施し、様々な人権教育推進上の課題や対応について理解を深める。

道徳教育については、学校が選択した道徳の副読本を区立小中学校に配付する。また、道徳教育推進教師研修会を開催し、校内においてリーダーとして道徳教育を推進するための資質・能力の向上を図る。

##### ○体験活動の充実

移動教室、夏季施設等自然体験活動を通して、自然の偉大さや美しさに出合ったり、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得したりすることで、思いやりの心や規範意識を育て、社会性や豊かな人間性の基礎を育む。

##### ○いじめの実態調査の実施

東京都のふれあい月間に合わせて、いじめの実態調査を実施し、いじめの早期発見を図るとともに、必要に応じて適切な指導・支援を行う。

##### ○Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施

Q-Uを実施し、学級集団の状況や子ども一人ひとりの意欲や満足感などを把握し、いじめや不登校などの問題行動の未然防止に役立てる。

○スクールソーシャルワーカーの配置

児童生徒の家庭環境問題に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して改善に努め、いじめや不登校等の未然防止を図る。

○相談体制の整備

北区立教育相談所に、いじめ110番の窓口を設置し、月曜日から土曜日まで、いじめや不登校をはじめとした様々な相談活動を行う。

○いじめに関する授業の実施

道徳の年間指導計画に基づき、「いじめ」にかかる内容の資料を扱った授業を実施するとともに、東京都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」等を活用して、特別活動において、「いじめ」に関する授業を実施する。

○児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

いじめ防止の根絶に向けた児童会や生徒会等による主体的な取組を支援することにより、学校全体にいじめをしない、させない、許さない雰囲気を醸成する。

**② いじめを早期に発見するための方策**

○スクールカウンセラーの配置

区立小中学校に、スクールカウンセラーを配置するとともに、北区スクールカウンセラーをサブファミリー内の幼稚園や小中学校に巡回させることにより、幼・小・中の連携を図り、教育相談体制の充実を図る。

○いじめ相談ミニレターの配布

子どもたちが、いじめをはじめとした悩みや心配ごとの相談ができるように、いじめ相談ミニレターを区立小中学校の全ての子どもたちに配布する。

**③ いじめに対処するための方策**

○北区サポートチームによる支援

いじめの対応が難しくなったり、長期化したりすると予見された事案の報告を受けた場合、必要に応じてサポートチームの当該学校への派遣を検討する。

○学校と家庭の連携推進事業

問題行動等を起こす子どもの立ち直りや関係機関と連携した生活指導体制の構築、及び保護者の子育てに対する不安や悩みの解決等を図るため、家庭と子どもの支援員の活用を図る。加えて、北区広域スーパーバイザーを配置し、個々の学校や地域を超えた課題に対応する。

○懲戒や出席停止

加害の子どもへの指導を継続的に行っても改善が図られず、被害にあった子どもや周囲の子どもの学習や安全が大きく妨げられる場合には、校長による訓告等の懲戒を実施する。

また、教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、加害の子どもがいじめを行いつづける場合には、当該の子どもの保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。

**④ 関係機関との連携**

○サブファミリー内における情報交換の充実

入学前の児童の様子やそれぞれの校種における人間関係等の情報をサブファミリー内での情



報交換を通して把握し、指導に役立てる。

また、いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、家庭、地域社会、児童相談所や警察などの関係機関、幼稚園、保育園、児童館、小中学校、高校、特別支援学校との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。

○学校評議員や放課後子どもプランの関係者等との連携

多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや自治会等に加えて、学校評議員や放課後子どもプランの関係者などにも、協力を依頼するとともに多面的な情報を収集し、いじめの解決にあたる。

○学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍しない場合であっても、学校がいじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

**⑤ いじめの防止に向けた教職員の資質・能力の向上**

○いじめの防止に向けた研修会の充実

全教職員を対象としたいじめ問題対応研修会を実施するとともに、「いじめ対応」校内研修を区立全小中学校で実施し、いじめ防止の対策について教職員の資質・能力の向上を図る。

○いじめ問題対応マニュアルの活用による対応力の向上

いじめ問題対応マニュアルを区立小中学校の全教職員に配布し、いじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処のための方策について理解を深めるとともに、マニュアルを踏まえて問題の解決に取り組むことにより、その対応力の向上を図る。

○いじめの防止に向けた教職員への指導・助言

いじめの問題を取り扱うに当たって、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの子どもの理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

**⑥ ネット上のいじめへの対策**

○情報モラル教育についての研修会の充実

情報教育推進担当者連絡会やICT活用研修会を通して、情報モラル教育の研修を実施し、インターネットを通じて行われるいじめの理解やその防止、対応の仕方について学ぶ。

○情報教育アドバイザーの派遣

必要に応じて、情報モラル教育の充実を図るため、情報教育アドバイザーを派遣し、助言や関連資料の提供を行う。

**⑦ いじめの防止等の調査研究**

○調査研究の推進

いじめの事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組等について、対策委員会等と連携して調査研究及び検証を行い、その成果をいじめの防止等の対策に反映させる。

**⑧ 啓発活動**

○いじめの防止に向けた啓発活動

いじめの防止等への対策を全区的に推進するため、法、条例、いじめ防止基本方針等につい

て、ホームページ等を活用して、広く区民に周知を図る。

#### ○相談制度の周知

いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、子ども、保護者及び教職員に対し、必要な広報、その他の啓発活動を行う。

#### ○保護者に対する啓発と支援

保護者が、法や条例に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識や豊かな情操を養うことができるよう、保護者を対象に啓発活動や支援を行う。

## 2. いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

区立学校は、国の基本方針、東京都の基本方針、北区の基本方針等を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定め、学校のホームページ等で公表する。

なお、その内容としては、おおむね、いじめの防止に向けての基本姿勢、いじめ対策のための校内組織の設置、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組、教育委員会や関係機関等との連携、保護者への連絡と支援・助言、懲戒権の適切な行使、学校評価の実施について記載するものとする。

### (2) 学校に設置する組織等

区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー等）その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。いじめに対しては学校が組織的に対応することが重要である。

### (3) いじめの未然防止のための方策

- ① 子どもの「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりに努める。
- ② 人権教育や道徳教育を充実し、思いやりの心の育成や規範意識の醸成に努める。
- ③ 分かる授業、全ての子どもが参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④ 異年齢集団間、異校種間の連携を深める。
- ⑤ いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い、取組内容の検証を行う。
- ⑥ 全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。
- ⑦ 校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の始めの職員会議等で学校基本方針や学習規律、生活規律の指導の在り方について確認する。
- ⑧ 職員会議、校内研究会などで、教職員の研修を継続的に実施する。
- ⑨ 行事、会議を精選し、子どもと向き合う時間の確保に努める。
- ⑩ 学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々

の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

- ⑪ 子どもが自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。
- ⑫ いじめに対する学校の取組姿勢を保護者や地域に理解してもらうため、学校だよりや学校ホームページ、保護者会等を積極的に活用し、日頃より学校いじめ防止基本方針等について周知する。

#### (4) いじめを早期に発見するための方策

- ① 普段から子どもへの態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめを早期発見するために、アンケート等定期的な調査及びその他必要な措置を講じる。
- ③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる環境を構築する。  
なお、小学校第5学年の児童及び中学校第1学年の生徒を対象に、毎年度当初にスクールカウンセラーを活用した面接を実施する。

#### (5) いじめに対処するための方策

- ① 解決への手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。
- ② いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されたりするときは、必要に応じてサポートチームの派遣を教育委員会に要請する。
- ③ インターネットなどを介して行われるいじめの解決には、教育委員会や関係機関と連携し、その解決を図る。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。
- ⑤ いじめられた子どもおよびいじめを行った子どもの保護者に対して十分な説明、指導を行う。
- ⑥ 観衆や傍観者に対しても適切な指導を行い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気をつくる。

#### (6) いじめ問題対応マニュアルの活用

いじめ問題対応マニュアルを活用し、いじめ問題の基本的事項やいじめの未然防止、早期発見及び再発防止並びにいじめへの適切な対処のための方策について、全教職員で共通理解を図るとともに、組織的に、迅速かつ適切にいじめ問題の解決を図る。

### 3. 重大事態への対処の方策

#### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、次の以下に掲げる事態にある場合をいう。

- ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

アの「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける子どもが以下のような状況になった場合に着目して判断する。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

イの「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行う。

また、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## (2) 重大事態の報告

学校は、条例 第17条第1項の規定に基づき、重大事態に迅速に対処するとともに、直ちに教育委員会に以下の内容について報告する。

- ア 被害児童等の氏名・学年・性別
- イ 欠席期間・その他子どもの状況
- ウ 子ども・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合は、その訴えの内容

## (3) 重大事態への対処

教育委員会は、学校において重大事態が生じた場合は、対策本部を立ち上げ、学校と一体的に当該重大事態に迅速かつ適切に対処するとともに、対策委員会に当該重大事態について事実関係を明確にするための調査を要請する。

なお、重大事態が生じた場合及び対策委員会が調査を行いその報告を受けた場合には、速やかに区長に報告する。

重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会に報告するとともに、被害にあった子どもの保護やケア、スクールカウンセラーによるケア、家庭訪問等を通じたケア、別室での学習、警察への相談、懲戒や出席停止、加害の子どもや保護者へのケア、関係機関との連携等を状況に応じて実施する。

## (4) 調査の実施

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査に協力する。

この調査の目的は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応のためのものではない。

- ア いじめられた子どもからの聞き取りが可能な場合

当該の子どもはもとより、場合によっては、在籍している子どもや教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた子どもや情報を提供した子どもを守ることを最優先とした調査実施が必要である。

- イ いじめられた子どもからの聞き取りが不可能な場合

子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聞き取りが不可能な場合は、当該子

もの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、文部科学省が策定した「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

#### (5) 調査結果の提供及び子どもへの説明

重大事態に係る調査を行ったときは、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実についていじめを受けた子どもやその保護者に説明する。また、教育委員会は、調査結果を区長に報告する。これらの情報の提供に当たっては、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

#### (6) 再調査

報告を受けた区長は、当該報告による重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

再調査については、区長の附属機関である東京都北区いじめ問題調査委員会(以下、「調査委員会」)が、区長の諮問に応じて行い、その結果を区長に報告する。

##### (所掌事項)

調査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- ・ 条例第17条第2項の規定による調査の結果についての調査に関すること。
- ・ その他区長が重大事態への対処等のため必要があると認める調査に関すること。

##### (組織)

調査委員会は、5人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、区長が任命する。

- ・ 弁護士
- ・ 医師
- ・ 学識経験者
- ・ 心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者
- ・ その他区長が適当であると認める者

##### (委員の任期)

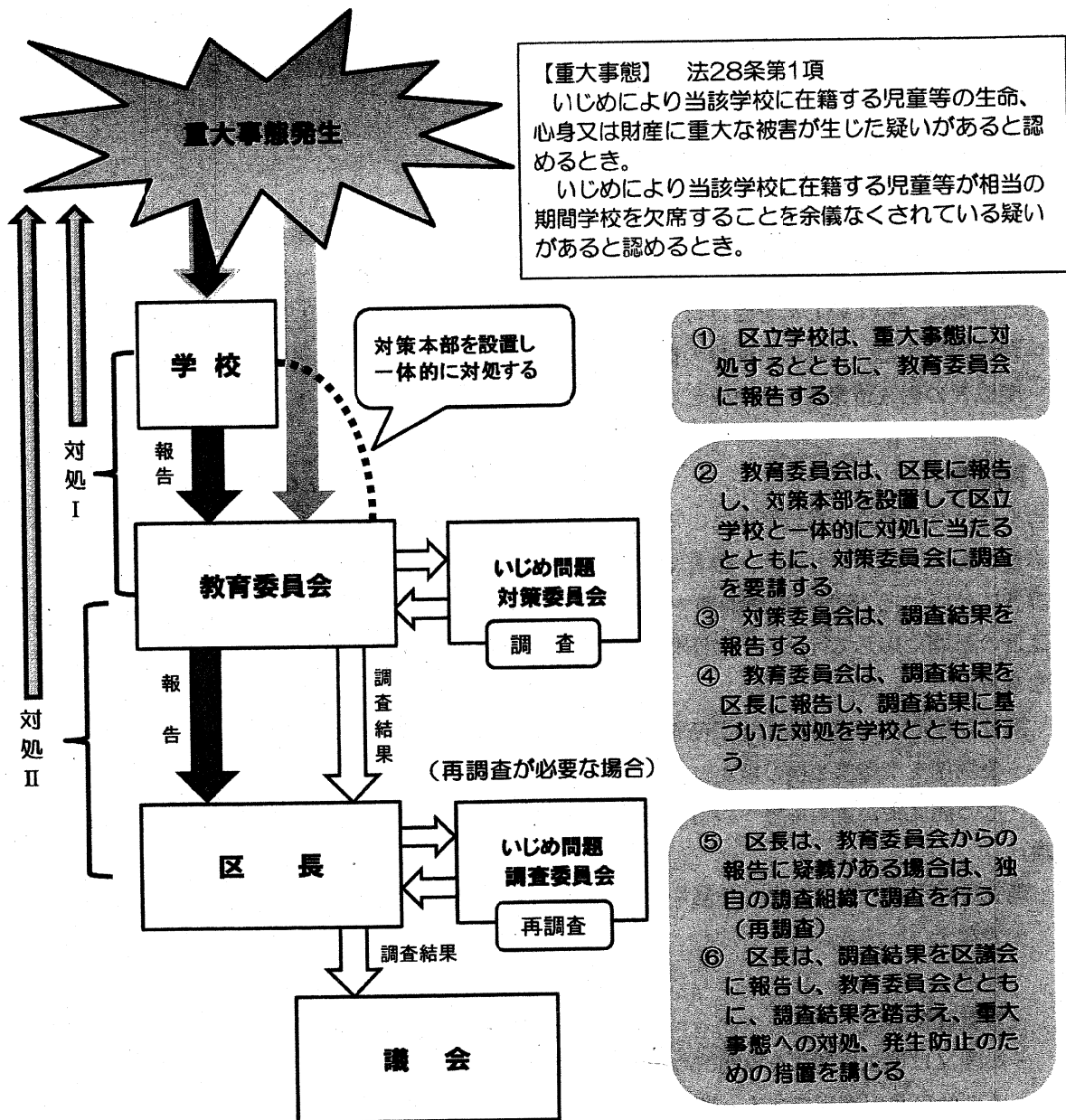
調査委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とし、委員は再任されることができる。

#### (7) 再調査の結果を踏まえた措置等

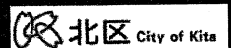
教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事やスクールカウンセラー等を派遣することにより、当該学校への重点的な支援を行う等、必要な措置を行う。

再調査を行ったときは、区長はその結果を議会に報告する。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する等の措置をする。

## 重大事態が発生した場合の流れ



### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項



区は、基本方針の策定後においても、国の動向や社会情勢を勘案して、当該基本方針の見直しを検討し、必要があると認める時は、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

また、区は学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を行う。